

「第3次大江町環境基本計画（案）」に対するパブリックコメントの結果について

1 意見の募集期間

令和7年2月19日（水）～令和7年3月5日（水）まで

2 意見の件数等

27 件（意見等提出者 2 名）

3 提出のあった主な意見等の概要及びそれに対する町の考え方

○第1章 基本的事項

意見	ページ	項目	意見等の概要	町の考え方
1	3	(6)計画の範囲	自然環境の中に「歴史・文化」を含めることには大きな違和感を覚えます。歴史や文化の保全は重要ですが、環境基本計画に組み入れることで、本来環境問題の解決に充てるべきリソースが別の活動に使われる懸念があります。そのため、「歴史・文化」は本計画の対象範囲から除外するか、切り口を変えるべきです。 歴史や文化は自然環境と一体的に形成されてきた側面もあるため、例えば重要文化的景観の構成要素として、最上川や周辺の緑地、楯山の景観保全を位置づける形にすれば、環境基本計画の趣旨にも沿い、違和感なく受け入れられるのではないのでしょうか。	国の環境基本計画では、「地域の自然に根ざした風土、地域固有の多様な歴史や文化の継承・活用」などこれまで歴史・文化を環境の範囲に含めてきました。大江町においても同様に歴史・文化は環境の範囲と捉え第2次環境基本計画においても計画の対象範囲としており、第3次環境基本計画における考え方も同様としています。いただいた御意見については、今後の計画策定時の参考とさせていただきます。
2	4	(8)主な見直し	生物多様性の保全が盛り込まれたことは大きな前進であり今回の見直しで高く評価されることであると感じます。	御意見を励みに生物多様性の保全に向けて施策の展開を図ってまいります。

○第2章 大江町の現状

意見	ページ	項目	意見等の概要	町の考え方
3	9	2. 町の環境 2-1 自然環境 (1) 森林	森林の動植物の象徴としてヤマセミを挙げることに違和感があります。ヤマセミは森林の中を流れる河川周辺を主な生息地とし、町内では最上川でも普通に見られることから、(2) 河川 の項目で紹介するのが適切と考えます。 代わりに、森林の象徴的な野鳥としてクマタカを挙げることを提案します。クマタカは生態系の頂点に位置する生き物であり、豊かな生物相を象徴します。特に七軒地区では一年を通して観察することができ、種の保存法により特定第一種国内希少動植物種にも選定されています。 「ヒメサユリ」と「松保の大スギ・小鉾の神代カヤ」を町内で知名度のある植物であるという共通点のみで併記することには違和感があります。ヒメサユリは環境省のレッドリストに準絶滅危惧種として選定されており、分布も限られた希少種であるため、生物多様性の観点から保全すべき植物です。一方で、松保の大スギと神代カヤは、スギとカヤという一般的な樹種のうち、樹齢が高い個体であり、ヒメサユリのような希少種とは異なります。これらが失われても種の絶滅には直結しませんが、地域住民に大切にされてきた文化的価値のある存在として、町の宝として保全すべきものです。そのため、生物多様性の観点とは別の軸で扱われるべきだと考えます。また、「ヒメサユリ」の表記については、「朝日連峰のヒメサユリ（標準和名：オトメユリ）等の希少種は…」とすることを提案します。町民の多くは大山自然公園のヒメサユリを想起するかもしれませんが、この個体群は出自が不明で、他種との交雑の可能性があるものを増殖・植栽したものです。そのため、生物多様性の観点で重要な「遺伝子の多様性」には配慮されておらず、厳密には希少種の保全には寄与していません。ただし、大山自然公園への植栽によって、かつての薪炭林に近い明るいコナラ林が整備され、里山の生物多様性の保全に一定の貢献をしている点は評価できます。さらに、大山自然公園のヒメサユリは町民に広く親しまれているため、心情に配慮した表記が求められますが、朝日連峰の自生個体群とは区別して扱うべきです。なお、環境基本計画においては、「ヒメサユリ」という別名ではなく、学術的な標準和名である「オトメユリ」との併記が適切であると考えます。	御意見を踏まえ、「ヤマセミ」を「クマタカ」に修正し、「ヤマセミ」は(2) 河川の中で記述いたします。 大江町では朝日連峰の「ヒメサユリ」、「松保の大スギ」、「神代カヤ」いずれも貴重な環境資源と考えております。ここでの「ヒメサユリ」については、朝日連峰の「ヒメサユリ」を想定しております。大山自然公園の「ヒメサユリ」については、御意見にあるように、厳密には希少種の保全には寄与していない可能性もありますが、町民に広く親しまれるなど人と自然との共生に寄与しているものと考えております。 「ヒメサユリ」の表記については、いただいた御意見も理解できますが、町民への分かりやすさを考慮し、計画上の表記を「ヒメサユリ」としております。

意見	ページ	項目	意見等の概要	町の考え方
3	9	2. 町の環境 2-1 自然環境 (1) 森林	「人工林の荒廃や農地の耕作放棄が進んでいます」という表記について、「農林業の担い手の減少などにより、人工林の管理や農地の維持が難しくなることで、それらに依存する生物の多様性が損なわれる可能性があります」と修正することを提案します。 農林業は地域の暮らしや文化を支える大切な営みです。その持続的な発展については、経済・産業をテーマとする計画で扱うのが適切と考えます。一方で、環境基本計画では、農林業の変化が生態系に与える影響や、環境と調和した農林業の推進による自然環境への好影響に焦点を当てることが重要です。 マツ枯れとナラ枯れは異なる現象であり、併記すべきではありません。 ・マツ枯れは、マツノザイセンチュウという外来生物によって引き起こされる外来種問題です。 ・ナラ枯れは、在来種であるカシノナガキクイムシが媒介する病原菌によって発生します。これは、伐採更新が行われなくなった二次林のナラ古木が枯れる現象であり、マツ枯れとは異なります。ナラ枯れは、薪炭林としての利用が減った二次林の更新を促す側面があり、生物多様性の向上に寄与する可能性もあります。そのため、一概に否定的に捉えるのではなく、適切な表現が求められます。ナラ枯れの主な問題点は、「枯れ木が目立つ景観が、多くの人にとって好ましく映らないこと」と「倒木などによる安全上のリスク」です。これらの点を考慮し、町民の理解を深める表現にすることが望まれます。	御意見にあるような可能性も否定できませんが、計画上の表記としては、現状を記述しております。 また、御意見を踏まえ、「マツ枯れ」と「ナラ枯れ」の併記は避け、「ナラ枯れ」の表記を削除いたします。
4	9	2. 町の環境 2-1 自然環境 (2) 河川	「サクラマス、ヤマメ等」という表記は、「サクラマス（ヤマメ）」とすることを提案します。ヤマメは、標準和名「サクラマス」の河川残留型であり、同種の魚です。そのため、別種と誤解される表記は避けるべきです。また、前述のヤマセミは、サクラマス（ヤマメ）などの魚を捕食しながら河川周辺で暮らしているため、本項目で紹介するのが適切と考えます。	御意見を踏まえ、「サクラマス、ヤマメ等」の表記を「サクラマス（ヤマメ）」に修正いたします。 「ヤマセミ」は（2）河川の中で記載いたします。

意見	ページ	項目	意見等の概要	町の考え方
4	9	2. 町の環境 2-1 自然環境 (2) 河川	「河川の氾濫が頻発しており、私たちの生活を脅かしています。」という表記について、以下のように修正・追記することを提案します。 「河川の氾濫が頻発しており、私たちの生活を脅かしているとともに、魚類の生息密度低下につながっています。これは、河川の護岸や堰堤の設置において、増水時の魚の移動経路や隠れ家が確保されていないことに起因している可能性があります。」さらに、月布川の本流には魚道付きの堰堤が設置されていますが、流入する支流には魚道がなく、生息地の分断が生じている現状があります。一方で、本郷～左沢を流れる市野沢川は、月布川に比べて水質が劣る小河川ですが、大規模な堰堤が少ないため、魚の移動が阻害されにくく、結果として多くの魚が生息しています。これらの現状を踏まえ、河川整備においては、魚類の移動や生息環境の確保にも配慮することが重要と考えます。	御意見にあるような可能性も否定できませんが、計画（案）の表記としては、現状を記述しております。
5	10	2. 町の環境 2-1 自然環境 (3) 外来生物	環境基本計画において、特定外来生物だけでなく、産業管理外来種および国内外来生物についても紹介することを提案します。 産業管理外来種は、「適切な管理が必要な産業上重要な外来種」と定義されます。代表例として、ニジマス（レインボートラウト）やセイヨウオオマルハナバチが挙げられます。 ・ニジマスは、町内でも釣りやつかみ取りイベントなどで利用されることのある生物ですが、日本生態学会が定める「日本の侵略的外来生物ワースト 100」、および IUCN が定める「世界の侵略的外来生物ワースト 100」の両方に選定されています。川への放流は厳禁であり、イベント等で使用する際も逸出がないよう適切に管理する必要があります。 ・セイヨウオオマルハナバチは、特定外来生物にも指定されている一方で、トマト等の授粉用に農業資材として使用されることがあります。ただし、その使用には環境省の許可が必要です。	環境基本計画は、大江町の環境の基本的な施策の方向性を示すものとなっています。御意見については、今後の計画策定時の参考とさせていただきます。

意見	ページ	項目	意見等の概要	町の考え方
5	10	2. 町の環境 2-1 自然環境 (3) 外来生物	国内外来生物とは、国内の別の地域から移入された生物を指します。法的な規制はないものの、生態系への影響として遺伝的攪乱や近縁種との置き換わりの問題があり、国外由来の外来生物以上に深刻な影響を及ぼす場合があります。具体例として、最上川や月布川で見られるナマズ、オイカワ、ギギなどが挙げられます。また、アユ、ヤマメ、イワナなどの釣り対象魚も、別の水系から移入された場合には国内外来生物となり、生態系への悪影響が懸念されます。また、ホタルの放流も同様の問題を引き起こします。例えば、左沢小学校では蛍水公園にホタルを復活させる活動を検討していましたが、この問題に対する認識が不足していました。漁協などの団体が生物を放流することもあります。生物多様性への配慮が不十分な場合があるため、「国内・国外に関わらず、生き物を安易に移動させてはいけない」という原則を環境基本計画の中で明記するべきです。 特定外来生物については、ウシガエル、コクチバスに加え、ミシシッピアカミミガメ（通称ミドリガメ）とアメリカザリガニを紹介することを提案します。 これら2種は2023年から「条件付き特定外来生物」に指定されており、他の特定外来生物より制限は緩和されているものの、放流などを行えば他の特定外来生物と同様に罰則があります。子どもたちにとって身近な生き物であるため、環境基本計画の中で周知する意義は大きいと考えます。また、オオキンケイギク、オオハンゴンソウなどの特定外来生物の植物も町内に蔓延しているため、これらの紹介も必要です。	特定外来生物については、国の調査で大江町に生息が確認されている2種を掲載していますが、御意見を今後の普及啓発の参考とさせていただきます。
6	10	2. 町の環境 2-1 自然環境 (4) 歴史・文化	自然環境の項目の中に「歴史・文化」があることに違和感があります。削除するか、重要文化的景観の中の要素として存在する自然環境の大切さについて表現すべきであると感じます。	国の環境基本計画では、「地域の自然に根ざした風土、地域固有の多様な歴史や文化の継承・活用」などこれまで歴史・文化を環境の範囲に含めてきました。大江町においても同様に歴史・文化は環境の範囲と捉え第2次環境基本計画においても計画の対象範囲としており、第3次環境基本計画における考え方も同様としています。いただいた御意見については、今後の計画策定時の参考とさせていただきます。

意見	ページ	項目	意見等の概要	町の考え方
7	19	3.地球環境 3-2 生物多様性の保全	小項目を以下のように追加することを提案します (1) 生物多様性の3つのレベル (2) 生態系サービス (3) 生物多様性の4つの危機 (4) ミティゲーション（影響緩和） (5) 生物多様性国家戦略 2023-2050 生物多様性の3つのレベル 生物多様性は、以下の3つのレベルで構成されており、それぞれの保全が重要です。 1. 遺伝的多様性：同じ種の個体間に存在する遺伝的な違い。例えば、同じヒメサユリであっても、地域ごとに遺伝的特性が異なり、これが失われると種の適応力が低下する。 2. 種の多様性：特定の地域に生息する生物の種類の豊かさ。例えば、町内に生息するクマタカやヤマメなどの生き物の多様性。 3. 生態系の多様性：森林、河川、湿地など、異なる環境が多様に存在すること。これにより、さまざまな生き物が生息できる。 これら3つのレベルで考えることが、生物多様性を理解する上で必要不可欠です。 生物多様性は単なる自然環境ではなく、私たちの生活を支える重要な機能を持っています。これを体系的に整理したものが「生態系サービス」であり、次の4つに分類されます。 1. 供給サービス：食料、木材、医薬品など、自然が直接私たちに提供するもの。（例：森林の木材資源、キノコや山菜、農作物） 2. 調整サービス：気候調節や水の浄化など、環境を調整する働き。（例：森林の二酸化炭素吸収機能、昆虫による花粉の媒介） 3. 文化的サービス：景観やレクリエーション、精神的な豊かさを提供する働き。（例：観光資源、環境教育、芸術） 4. 基盤サービス：他のサービスを支える基本的な機能。（例：土壌の形成や栄養循環）生物多様性を守ることは、これらの恩恵を将来世代に引き継ぐことにつながります。環境基本計画の中で生態系サービスを説明することで、「自然を守ることが人間社会にとっても重要である」という理解を深めることができます。	環境基本計画は、大江町の環境の基本的な施策の方向性を示すものであり、計画（案）では主要要因を記載しております。御意見については、今後の計画策定時の参考とさせていただきます。

意見	ページ	項目	意見等の概要	町の考え方
7	19	3.地球環境 3-2 生物多様性の保全	ミティゲーションとは、人間の活動による環境への影響を回避、軽減、または補償する考え方です。大きく次の3つに分類されます。 1.回避（Avoidance）：環境に悪影響を与えないように開発計画を調整する。（例：希少種の生息地を避けて道路を設計） 2.軽減（Minimization）：影響を小さくする工夫をする。（例：堰堤を設置する際に魚道を設ける） 3.代償（Compensation）：失われた自然環境を別の形で補う。（例：ため池を廃止する代わりに新たな湿地を整備） 例えば、町内で宅地造成を行う際には、農地や森林をどのように保全するかを考えなければなりません。また、河川に堰堤を作る場合には、魚の移動を妨げないよう魚道を整備することが求められます。ミティゲーションの考え方を環境基本計画に盛り込むことで、開発と環境保全の両立を目指すことができます。	
8	20	3.地球環境 3-2 生物多様性の保全 コラム：自然共生サイト	自然共生サイトが1か所もない都道府県は、2024年現在で全国に3県のみであり、そのうちのひとつが山形県です。山形県は生物多様性の保全という分野で、他県に比べて非常に後れています。コラムではポジティブな情報だけでなく、ネガティブな現実も表現すべきであると思います。	御意見については、山形県全体の事象であるとも考えられますので、大江町の環境基本計画に個別具体の記述を記載することは望ましくないと考えます。

○第5章 大江町の課題

意見	ページ	項目	意見等の概要	町の考え方
9	28	(1)自然環境	下記のように追記することを提案します。 ●人口減少・高齢化による人工林の荒廃や農地の耕作放棄が進んでおり、そこに生息していた動植物の生息域の減少が懸念されることから、森林、農地の保全に取り組む必要があります。 ●既に確認されているウシガエルやコクチバス等の特定外来生物は、在来生物の生息に影響を及ぼすことが懸念されることから、生息拡大を防ぐとともに、大江町で未確認の外来生物の侵入防止に取り組む必要があります。さらに、ニジマス（レインボートラウト）やセイヨウオオマルハナバチなどの産業管理外来生物や、ナマズ、オイカワ、ギギ、などの国内外来生物も生態系に影響を与える可能性があるため、これらへの対策も重要です。	御意見にあるような可能性も否定できませんが、計画（案）には基本的な施策の方向性を示すということで十分な記載であると認識しております。御意見については、今後の計画策定時の参考とさせていただきます。

意見	ページ	項目	意見等の概要	町の考え方
9	28	(1)自然環境	●月布川などでは、生物多様性に配慮されていない護岸や堰堤が問題となっており、これにより生息空間が分断されています。生物多様性に配慮した治水対策の推進が求められます。	御提案いただいた生物多様性に配慮した治水対策の推進については、各河川管理者（国、県）との協議も必要であるため、重要な課題であるとともに長期的な課題であると認識し、検討していきます。その上で御意見を踏まえ、基本目標1 個別目標①の主要施策2の表題を修正します（意見番号 11、17 回答参照）。

○第6章 望ましい環境像と基本目標

意見	ページ	項目	意見等の概要	町の考え方
10	30	2.基本目標 基本目標1 【共生】 個別目標④ 歴史・文化的 資源を大切に する	環境基本計画の中で歴史や文化を取り上げることに違和感があります。もし謳うのであれば、「歴史・文化の構成要素としての自然資源を大切にする」という表現に主語を変えるべきだと考えます。歴史や文化の保全は重要ですが、環境基本計画の中に組み入れることで、環境問題の解決に充てるべきリソースが分散してしまう恐れがあります。歴史や文化を含めるのであれば、自然環境と一体的に保全される視点での表現が求められます。	国の環境基本計画では、「地域の自然に根ざした風土、地域固有の多様な歴史や文化の継承・活用」などこれまで歴史・文化を環境の範囲に含めてきました。大江町においても同様に歴史・文化は環境の範囲と捉え第2次環境基本計画においても計画の対象範囲としており、第3次環境基本計画における考え方も同様としています。いただいた御意見については、今後の計画策定時の参考とさせていただきます。
11	33	3.施策体系 主要施策	「月布川・最上川の清流化を推進します」ではなく、「月布川・最上川の清流化と多自然型の治水を推進します」と改めることを提案します。 また、「歴史や文化を大切に保存し伝承します」ではなく、「歴史や文化の構成要素である自然景観を大切に保存し伝承します」と改めることを提案します。	御意見を踏まえ、「月布川・最上川の清流化と多自然川づくりを推進します」と修正します。「多自然川づくり」については、国土交通省が提唱している考え方であり、本計画では河川管理、治水も含め「川づくり」に含まれると考えます。また、歴史や文化を大切に保存し伝承することは、その構成要素である自然景観も含むものと考えます。

意見	ページ	項目	意見等の概要	町の考え方
12	33	3. 施策体系 主に関連する SDGs のゴール	【1 共生】の項目に 15 番のゴールを追加することを提案します。	御意見のとおり修正します。

○第 7 章 目標の達成に向けた主要施策

意見	ページ	項目	意見等の概要	町の考え方
13	34	基本目標 1 【共生】人と 自然が共生するまち 関連する SDGs のゴール	【1 共生】の項目に 15 番のゴールを追加することを提案します。	御意見のとおり修正します。
14	34	基本目標 1 【共生】人と 自然が共生するまち 環境関連指標	「野生生物の生態系に関する講座開催」については、やまきあーべの事業として目標を上回っている（令和 5 年度中に中央公民館にて 5 回講座を開催）ため、目標が低すぎると感じます。新たな目標指数として「自然共生サイト」の登録件数を挙げることを提案します。やまきあーべおよび個人的に、登録場所の候補として 3 か所を考えており、これに向けて動き出しています。県内初のサイトを目指しましょう。	御意見については、今後の計画策定時の参考とさせていただきます。 なお、計画（案）で設定している「野生生物の生態系に関する講座開催」の件数については、おおえ町民大学ぷくらすカレッジの中の連続開催の講座であっても回数に関わらず 1 件とみなして設定しているものです。

意見	ページ	項目	意見等の概要	町の考え方
15	34	基本目標 1 【共生】 人と自然が 共生するまち 【大山自然公 園のヒメサユ リ】	【朝日連峰のヒメサユリ】の写真に差し替えることを提案します。	御意見については、今後の計画策定時の参考とさせていただきます。
16	35	基本目標 1 【共生】 人と自然が 共生するまち 個別目標① 森林・水辺・ 農地を守る	「主要施策 1. 森林を適正に保全し有効に活用します」の中に、「適地適木」の原則に基づく森林管理を提案します。適地適木とは、土壌や気候・地形に適した樹種を選定・配置する森林経営手法であり、この手法を導入することで森林の健全性と生産性が向上します。例えば、戦後一律に植林されたスギ人工林は、高齢化などで手入れが行き届かず放置され、生態系の劣化や土砂災害リスク増大を招いている地域もあります。「西山杉」を含む人工林については、地力や立地条件に応じた適正な間伐・更新を進め、成長の見込めない急峻地や保水機能が重要な場所では自然林への回復を促すなど、エリアごとにメリハリのある管理を行うことが望ましいと考えます。こうしたゾーニングにより、経済林として活用すべき森林では計画的な整備・収穫を進め、一方で自然回復させるエリアでは生物多様性の向上や景観保全を図ります。適地適木に基づく森林整備は、森林病虫害被害の防止や森林の多面的機能の維持にもつながり、結果的に森林資源の質を高めて循環的な地域経済にも貢献すると考えます。「西山杉」の生産拡大も、この方針の下で持続的に実現できると考えます。ぜひ計画案では森林管理の方向性として適地適木の考え方を明示し、人工林の最適化と自然林の保全の両立によって森林環境の質的向上を図ることを提案します。こうした取組みにより、災害に強く生態系豊かな森林を次世代へ引き継ぐことが可能となります。	環境基本計画は、大江町の環境の基本的な施策の方向性を示すものとなっています。御指摘いただいた適地適木の考え方に基づく森林整備については、森林経営管理制度による取り組みの中で検討していきます。

意見	ページ	項目	意見等の概要	町の考え方
17	35	基本目標 1 【共生】 人と自然が 共生するまち 個別目標① 森林・水辺・ 農地を守る	「主要施策 2. 月布川・最上川の清流化を推進します」ではなく「月布川・最上川の清流化と多自型の治水を推進します」と改めることを提案します。	御意見を踏まえ、「月布川・最上川の清流化と多自然川づくりを推進します」と修正します。「多自然川づくり」については、国土交通省が提唱している考え方であり、本計画では河川管理、治水も含め「川づくり」に含まれると考えます。
18	35	基本目標 1 【共生】 人と自然が 共生するまち 個別目標① 森林・水辺・ 農地を守る	「主要施策 2. 月布川・最上川の清流化を推進します」の取組み内容について、下記のように修正することを提案します。 ●サクラマスが回帰する、自然の連続性を確保した美しい月布川・最上川の保全を推進します。 ●月布川・最上川等の水資源を町民共有の財産としてとらえ、町民全体で支える活動を推進します。 ●産業管理外来生物や国内外来生物等の考え方を踏まえ、生物多様性に配慮した体験事業や放流事業を推進します。	環境基本計画は、大江町の環境の基本的な施策の方向性を示すものとなっています。御意見については、今後の計画策定時の参考とさせていただきます。

意見	ページ	項目	意見等の概要	町の考え方
19	35 36	基本目標 1 【共生】 人と自然が 共生するまち 個別目標① 森林・水辺・ 農地を守る 個別目標② 生物多様性を 保全する	「主要施策 1. 多様な動植物の生息・生育環境を守ります」に関して、計画案では、月布川・最上川の清流化を推進しサクラマスが回帰する川づくりを目指すことが示されています。この目標を達成するためには、従来型の護岸工事の在り方を見直し、河川環境の保全を優先した治水手法を採り入れる必要があるのではないかと考えます。全国的にも、画一的なコンクリート護岸や直線化された河道が水生生物の生息環境を単調化させ、生物多様性を損ねていることが指摘されています。連続した高い堤防や護岸は川と周辺環境の行き来を遮断し、生態系の分断を招きます。本町においても、魚類や水生昆虫、河畔の植物が繁殖できる「生きた川」を取り戻す視点が不可欠です。具体的には、国土交通省が提唱する「多自然川づくり」の考え方を積極的に導入すべきです。多自然川づくりとは、治水・利水機能を確保しつつ、川本来の生物の生息環境や多様な景観を保全・創出する川づくりのことで、現在すべての河川事業で基本方針とされています。この方針に則り、護岸設計時にはできるだけ自然石や植生を活用し、生物の隠れ場所や産卵場所となる多様な浅瀬・淵を残す工夫が求められます。例えば、コンクリートブロックではなく自然石を組み合わせ流を緩める工法や、高水敷に樹林帯を造成して氾濫時の緩衝帯とする手法などが考えられます。幸いにも月布川や最上川沿いにはまだ自然の残る区間が存在しており、それらを活かした治水・利水計画を立案することが可能です。計画案では、護岸整備に関して環境への配慮を明記し、生態系に優しい工法（魚道の設置、親水性護岸、生物がすみかとなる空間の確保など）の採用を検討する旨を追記してください。そうすることで、サクラマスをはじめ多様な生物が遡上・生息できる川を維持しつつ、安全な水害対策を講じるという「環境と防災の両立」が実現できます。本町が誇る清流を次代に引き継ぐため、ハード・ソフト両面で河川環境の保全に配慮した施策展開を期待します。	御意見にある護岸整備に関して環境へ配慮した生態系に優しい工法（魚道の設置、親水性護岸、生物がすみかとなる空間の確保など）の採用を検討することについては、計画（案）上の「生態系に配慮した事業を実施します」の中に含まれると考えます。

意見	ページ	項目	意見等の概要	町の考え方
20	35	基本目標 1 【共生】 人と自然が 共生するまち 個別目標① 森林・水辺・ 農地を守る	「主要施策 3. 農地の適正な保全に努めます」を「環境負荷の低い農地保全に努めます」に改め、農地の多面的機能を保全することを目指すことを提案します。	御意見にある環境負荷の低い農地保全は、農地の適正な保全に含まれると考えます。
21	35	基本目標 1 【共生】 人と自然が 共生するまち 個別目標① 森林・水辺・ 農地を守る	「主要施策 3. 農地の適正な保全に努めます」の取組み内容について「環境配慮型の農業を普及啓発し実践者を増やします」を追加することを提案します。	御意見にある環境配慮型の農業は、農地の適正な維持に含まれると考えます。
22	35	基本目標 1 【共生】 人と自然が 共生するまち 個別目標① 森林・水辺・ 農地を守る	町民・事業者の行動指針について、「月布川・最上川・池沼等の清掃美化に協力します。」を「月布川・最上川・池沼等の自然環境に配慮した清掃美化に協力します。」と改めることを提案します。河川愛護デーなどでは河川敷まで草刈りを行っているエリアがあり、増水時の魚の隠れ場が失われる事例が散見されます。意識改革が必要ですし、作業範囲を精査することは高齢化が進む本町の実態に合っていると思います。	御意見のとおり修正します。
23	36	基本目標 1 【共生】 人と自然が 共生するまち 個別目標② 生物多様性を 保全する	「主要施策 1. 多様な動植物の生息・生育環境を守ります」の取組み内容に、「環境改変を伴う公共事業においてはミティゲーションを行います」を追記することを提案します。	御意見にあるミティゲーションについては、生態系に配慮した事業に含まれると考えています。

意見	ページ	項目	意見等の概要	町の考え方
24	36	基本目標 1 【共生】 人と自然が 共生するまち 個別目標② 生物多様性を 保全する	町民・事業者の行動指針について「外来生物を適切に管理します」を「国内外からの外来生物を適切に管理します」と改めることを提案します。	御意見のとおり修正します。
25	36	基本目標 1 【共生】 人と自然が 共生するまち 個別目標② 生物多様性を 保全する	コクチバスの写真は既出のため、「ニジマス」または「ゲンジボタル」に変更することを提案します。ニジマスは産業管理外来生物で、放流や逸出がないように管理する必要があります。ゲンジボタルは町内にも在来分布する希少昆虫ですが、他地域から移入されると国内外来生物となり、遺伝的かく乱を引き起こす恐れがあります。	御意見を踏まえ、「コクチバス」の写真を「ニジマス」の写真に変更します。
26	36	基本目標 1 【共生】 人と自然が 共生するまち 個別目標④ 歴史・文化的 資源を大切に する	「歴史・文化的資源を大切にする」を「歴史・文化的資源の構成要素である自然環境を大切にする」に改め、主要施策もこれに合わせたものに変更することを提案します。	御意見にある「歴史・文化的資源の構成要素である自然環境を大切にする」も「歴史・文化的資源を大切にする」に含まれていると考えております。

意見	ページ	項目	意見等の概要	町の考え方
27	49	基本目標 4 【脱炭素】 カーボンニュートラルで持続可能なまち 個別目標② 再生可能エネルギーの導入を促進する	主要施策 1. 再生可能エネルギーの導入を促進します。計画案の基本目標 4「カーボンニュートラルで持続可能なまち」では、再生可能エネルギーの導入促進が個別目標に掲げられ、太陽光発電やバイオマス燃焼機器等の普及啓発が謳われています。この中に、地域密着型エネルギーとして注目される小水力発電を明記することを要望します。小水力発電は河川や農業用水路の落差を活用した発電方式で、昼夜を問わず安定した電力を供給でき、太陽光・風力と補完的に地域エネルギー自給に寄与します。実際に山形県内でも、例えば鶴岡市の平田浄水場では落差約 40m を利用した 50kW の小水力設備により年間 36 万 kWh（施設電力の約 77%）を賄っているケースがあります。また、西川町大井沢地区でも農業用水路の落差を利用した小水力発電所が稼働しており、庄内や最上川流域の豊富な水資源を持つ本町でも導入ポテンシャルは高いと考えられます。町内の小水力適地を調査し、既存インフラ（農業水路、堰など）を活用した低環境負荷の発電を推進することで、地域分散型エネルギーの拡充につながるでしょう。計画案の「再生可能エネルギー導入促進」の項目に小水力発電を明示し、太陽光・バイオマス・風力等と並ぶ選択肢として位置付けていただきたいです。また、再生可能エネルギー導入に際しては町が積極的に関与する姿勢を示すことも重要です。大規模な再生可能エネルギーの開発計画などが持ち上がる場合、自治体が主体的に事業に関与（連携協定締結や覚書を交わすなど）し、地域の合意形成や利益還元に努めることで、環境と経済の両面で町にメリットをもたらします。計画案には、再生可能エネルギーの大規模導入時に町が主体的役割を果たす旨を追記し、外部任せにしない積極姿勢を示すことで、脱炭素と地域振興を両立させる力強いメッセージとなるでしょう。再エネ導入目標の設定は市町村の努力義務ともされており、本町がその責務を果たす意思を明確に表明することは、ゼロカーボンシティ宣言を具体化する上でも意義あるものと考えます。	御意見を踏まえ、「個別目標② 再生可能エネルギーの導入を促進する」の主要施策の中に「小水力発電」を明記します。あわせて、同ページの事業者の行動指針の中にも「小水力発電」を明記します。 また、再生可能エネルギー導入促進に際しては、御意見のとおり、公共・民間事業を問わず、町が関わっていく姿勢を示すことも重要であると認識しております。町としての役割を果たしながら、地域の良好な環境の保全と振興を図ります。 最後に、御意見をいただいた再生可能エネルギー導入に係る目標設定については、第 3 次環境基本計画に基づく施策の進捗・管理の中で検討していきます。